

須賀川市農業集落排水事業経営戦略

団 体 名	須賀川市
事 業 名	農業集落排水事業
策 定 日	平成 29 年 2 月
計 画 期 間	平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成4年度(25年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用 (平成32年度全部適用の予定)
処理区域内人口密度	968(人/km ²)	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	15処理区(稲・松塚、岩淵泉田、大桑原、保土原、長沼、矢田野、木之崎、上江花、滑沢、大久保、滝田、守屋、畑田、矢沢、今泉)		
処 理 場 数	15処理場(稲・松塚、岩淵、大桑原、保土原、長沼、矢田野、木之崎、上江花、滑沢、大久保、滝田、守屋、畑田、矢沢、今泉)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	実施実績なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料(1カ月)

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	1世帯当たりの月額基本料金が2,592円で、人員割料金が世帯員1人当たり540円				
業務用使用料体系の 概要・考え方	・店舗、店舗兼住宅及び事務所兼住宅の基本料金は、1店舗又は1世帯当たり3,240円で、人員割料金が世帯員1人当たり540円、換算処理人員1人当たり540円 ・団体及び事業所の基本料金は1団体又は1事業所当たり4,860円で、人員割料金が換算処理人員1人当たり540円 ・旅館及びホテルの基本料金は10,800円で、人員割料金が換算処理人員1人当たり540円				
その他の使用料体系の 概要・考え方	その他の使用料体系の設定なし				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (20m ² あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度	4,212 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (20m ² あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度	2,881 円
	平成26年度	4,212 円		平成26年度	2,696 円
	平成25年度	4,095 円		平成25年度	2,645 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭(3人世帯)における20m²あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m²を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	平成28年度現在、下水道施設課13名、経営課(下水道係)8名の計21名のうち、損益勘定職員5名、資本勘定職員2名の計7名が業務に当たっています。
事業運営組織	平成28年度から下水道課と水道部局が統合し、水道施設課(事業係・管理係)、下水道施設課(管理係・建設係)、経営課(水道係・下水道係)の3課で上下水道部となりました。本事業は下水道施設課と経営課(下水道係)で運営しています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	該当なし
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
 *5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析：別紙のとおり

--

2. 経営の基本方針

少子化に伴う人口減少、保有する資産の老朽化に伴う大量更新期の到来、省資源化、経済成長の鈍化などにより経営環境は大変厳しくなることが予想されます。

そのため、持続可能な下水道事業の実現に向け、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定し、快適な生活環境と次代に引き継ぐ豊かな水環境を創出するため、今後も引き続き汚水処理人口普及率の向上及び農業用排水の水質向上による農作業被害農地の解消を図ることを基本方針とします。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

・投資の目標に関する事項

整備事業に関しては、平成29年度完成で計画しており、平成31年度からは機能強化事業を計画しています。

② 収支計画のうち財源についての説明

・財源の目標に関する事項

地方公営企業法の適用に向け、一般会計からの繰入を極力抑えるため、確実な使用料収納に努めます。

・使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

人口減少により今後の使用料収入も減少傾向になりますが、収納率の向上及び接続件数の増加を図ることにより減収幅が小さくなるよう計画しています。

また、平成29年度から、3地域(須賀川・長沼・岩瀬)の使用料を統一します。

・企業債に関する事項

起債借入については、整備事業が平成29年度完成で計画しているため一旦終了しますが、平成31年度から新たに機能強化事業を行うため、新たな借入が発生しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・職員給与費に関する事項

これ以上の職員削減は困難な状況から、現在の職員数は変えずに、横ばいの経費を計上しています。

・動力費、薬品費、修繕費に関する事項

最適整備構想を策定したところであり、それに基づき平成31年度より機能強化更新工事を計画しています。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	市内15箇所の汚水処理施設について統廃合を検討し、最適化を図っていきます。
投資の平準化に関する事項	新たな投資については、年次計画により平準化を図っていきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	当面予定はありませんが、必要性が発生した場合には、検討していきます。
その他の取組	当面予定はありませんが、必要性が発生した場合には、検討していきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	今後は平成32年度に予定している地方公営企業法の適用を踏まえ、使用料の適正化について審議会において検討を図っていきます。
資産活用による収入増加の取組について	活用可能な資産については、今後先進事例を基に研究していきます。
その他の取組	未接続対策について、新たな接続促進策を研究していきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	維持管理に関しては、包括的民間委託等の民間委託を検討していきます。
職員給与費に関する事項	上下水道を統合して最小限の人員で最大のサービス提供ができるよう定員適正化に取り組んでおり、更なる検討を図っていきます。
動力費に関する事項	電力供給業者との契約方法の見直しを行い、電気料金の削減に努めています。今後とも随時見直しを図って、安価な契約方法を選択していきます。
薬品費に関する事項	薬品については、効果と持続性を総合的に勘案し、経済的なものを使用しつつ、一括購入を行うことにより、購入単価を下げるよう努めていきます。
修繕費に関する事項	資産の長寿命化に力を入れ計画的な修繕や設備更新を行い、経費の抑制削減に努めていきます。
委託費に関する事項	管理委託のなかで発見される機器不良や故障などを、職員が直接状況を確認し、修繕可否や更新時期などについて分析し、コスト削減に努めていきます。
その他の取組	水洗化を促すため、接続促進通知を発送するなど、接続人口増加に努めていきます。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	平成32年度の地方公営企業法の適用の結果を受けて見直しを行い、適宜更新していきます。
---------------------	--

経営比較分析表

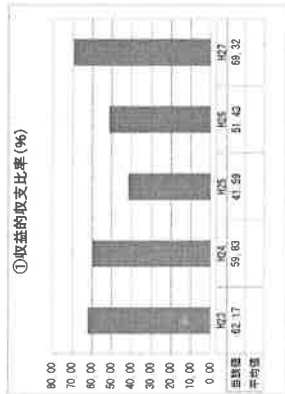
福島県 須賀川市

業種名	業種名	類似団体区分
法非通用	下水道事業	F2
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	有収率(%)
-	除当数値なし	19.00
		100.00
		1か月20m ³ 当たり要費料金(円)
		3,348

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
71,990	279.43	279.10
処理区域人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域人口密度(人/km ²)
14,766	15.26	967.63

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
【】 平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



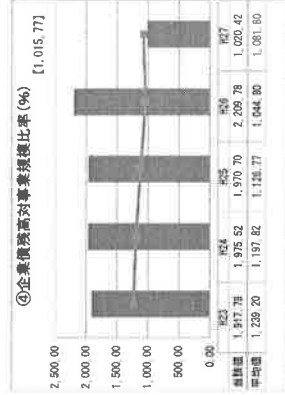
「単年度の収支」



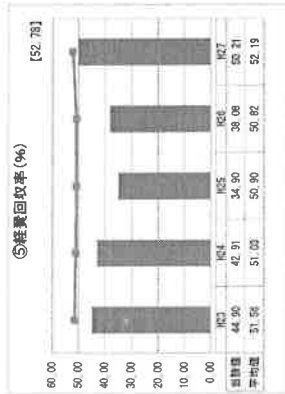
「累積欠損」



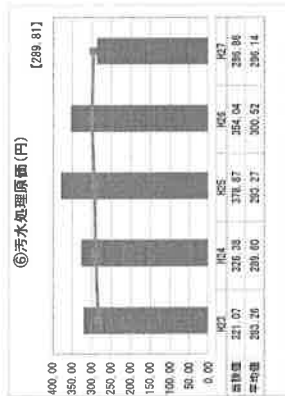
「支払能力」



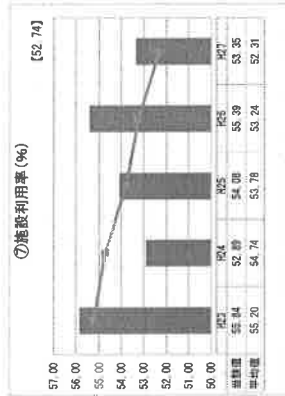
「債務残高」



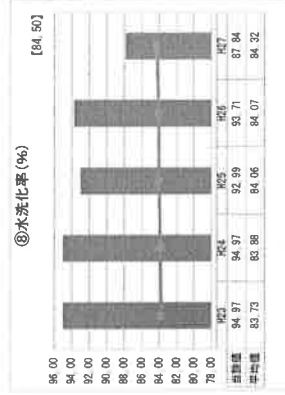
「料金水準の適切性」



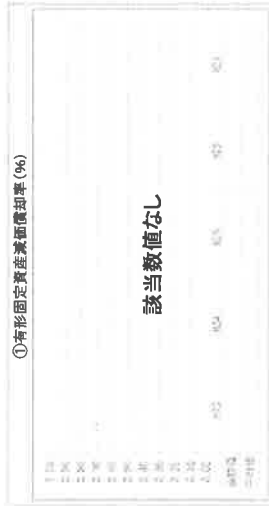
「費用の効率性」



「施設の効率性」



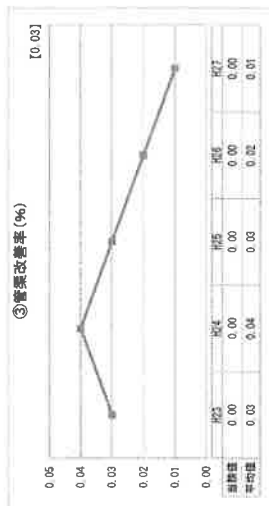
「使用料対象の補償」



「施設全体の表面償却の状況」



「営業の経年化の状況」



「営業の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率：12年度は繰上償還を行ったため低い値となっている。その以外でも低い値には変わりないものの、経営改善に向けた取組が必要である。
 平成17年の合併後、地域によって不均一となっていた使用料の統一を平成18年度から2カ年により行った。しかし、使用料の改定によって得られる増益分では赤字分の解消には至らなかったため、今後使用料改定を検討する必要がある。
 ②企業業績高対事業業績比率：農業排水事業は現在整備中であり、毎年度企業業績を起してその財源としている。類似団体と比較すると今回程度の値となっており、今後は減少傾向にあると予想される。
 ③経費回収率：新たに供用開始となった地区があったため、使用料収入が増加した。また整備が終了しつつあり、汚水処理費が下がったため、経費回収率が上昇した。
 ④汚水処理原価：整備が終了しつつあるため、汚水処理費が下がり、汚水処理原価が下がった。今後も下がっていくと予想される。
 ⑤施設利用率：雨水機器の普及により、一日平均処理量が下がったため、施設利用率が減少した。予想される。
 ⑥水洗化率：類似団体に比べ高い数値ではあるが、新たに供用開始となった地区があるため、水洗化率が下がっている。今後稼働が増えるため、改善される。

2. 老朽化の状況について

平成6年に事業を着手、平成4年より供用開始され、一番古い管渠でも供用開始から25年未済と比較的新しく更新時期に至っていないため、修繕・更新は行っていない。

全体総括

収益向上比率や経費回収率は改善されてきてきているが、類似団体と比べてまだ低い状況にある。更なる改善には使用料を改定する必要があると思われる。今後は新たな処理場の建設を行うため、企業業績の増強は減っていくと予想される。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
 ※ 平成24年度から平成25年度における指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出しています。企業業績高対事業業績比率及び営業改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

収支計画(農業集落排水事業)

(単位:千円, %)

区分	年度	平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算見込)	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収支再差引	(E)-(I)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金	(K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金	(L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金	(M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実質収支	(P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(N)-(O)	(Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	69	68	70	69	73	75	76	76	76	76	75	75
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額	(R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業収益-受託工事収益	(B)-(C)	155,639	165,362	183,508	181,507	179,493	177,493	175,479	173,479	171,479	169,479	167,479	165,465
地方財政法による 資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S) \times 100}$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第17条により算定した 事業の額	(V)	155,639	165,362	183,508	181,507	179,493	177,493	175,479	173,479	171,479	169,479	167,479	165,465
健全化法第22条により算定した 資金不足比	$\frac{(T)}{(V) \times 100}$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高	(W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債借入金残高	(X)	5,636,597	5,443,288	5,266,472	4,967,872	4,651,001	4,316,083	3,969,086	3,620,461	3,277,615	2,950,515	2,631,896	2,334,957

○他会計繰入金

(単位:千円)

区分	年度	平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算見込)	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収益的収支分		247,544	262,149	273,662	285,893	299,159	313,298	325,958	326,613	320,753	303,132	291,841	269,535
うち基準内繰入金		247,544	262,149	273,662	285,893	299,159	313,298	325,958	326,613	320,753	303,132	291,841	269,535
うち基準外繰入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支分		220,955	215,193	200,711	191,674	191,286	175,975	170,247	176,014	170,110	166,508	164,628	161,028
うち基準内繰入金		34,826	35,961	36,053	36,823	37,612	38,420	38,915	38,419	36,409	36,193	36,911	35,446
うち基準外繰入金		186,129	179,232	164,658	154,851	153,674	137,555	131,332	137,595	133,701	130,315	127,717	125,582
合計		468,499	477,342	474,373	477,567	490,445	489,273	496,205	502,627	490,863	469,640	456,469	430,563